

○ 千葉大学園芸学部 浩気寮選挙規定

平成 27 年 4 月 1 日 改定

令和 5 年 8 月 22 日 改定

1. 寮則第 18 条のハに基づき、この規定を定める。
2. 寮長以下各委員の選出は、寮生大会によって選出された選挙管理委員会が行う。
3. 選挙管理委員会の定員は 3 名とする。但し寮則第 11 条イ・ロに定める役員はこれを兼任できない。
4. 選挙管理委員会は、選挙を行う日を定める。
5. 選挙管理委員会は、立候補の受付を公示後 1 週間行う。また、締め切り後、選挙前日まで立候補者の氏名を受付順に、公示しなければならない。
6. 選挙は、選挙管理委員会をのぞく寮生大会出席者全員の無記名投票による多数決とする。
7. 立候補者が定員に満たない場合は、選挙当日寮生に了承を求め、立候補者および推薦の場合は本人の了承を求めた後に選挙を行う。
8. 選挙は、不在者投票、および代理人投票を認めない。
9. 選挙管理委員会は、選挙後の結果を全寮生に報告、かつ公示する。
10. この規定の実施に関し、必要な事項は選挙管理委員会が定める。
11. 次の委員に立候補するものは責任者をたてなければならない。
寮長・副寮長・文化交流委員・会計委員・衛生厚生委員・会計監査委員・選挙管理委員
責任者は自ら保証した委員が退寮もしくは委員を続けることができなくなったときに、代わりに委員の仕事を代行する。但し、責任者は上記の委員と兼任することはできない。

○千葉大学園芸学部 浩気寮消防団規定

平成 27 年 4 月 1 日 改定
令和 5 年 8 月 22 日 改定

1. 寮則第 31 条ロに基づき、この規定を定める。
2. 消防団長は寮長とし、団員は寮生とする。
3. 消防団本部は寮則第 10 条のロに規定し、委員会構成員をもって本部委員とする。
4. 消防団本部は消防団を統括し、団員を誘導命令する。
5. 消防団の編成は、以下の通りとする。
 - ・連絡および通報：三役（寮長、副寮長、会計委員会）
 - ・消 火 係：委員会
 - ・避難誘導防護係：文化交流委員会
 - ・救 護 係：衛生厚生委員会
6. 消防団の編成は、寮生大会で決議する。

細目 1

1. 文化・交流委員

- イ、 寮生活の事務処理事項にあたる。
- ロ、 文化・交流委員に関わる物品の責任を負う。
- ハ、 寮生宛の郵便物の受け渡しをし、文化・交流委員が責任を負う。
- ニ、 スポーツ用具等の使用は、委員会の許可が必要で、これ以外の寮外生への貸出は禁止する。
- ホ、 サークル援助金について各サークルの代表とともに予算折衝を行う。

2. 会計委員

- イ、 寮則第 26 条に基づき必要経費を徴収する。

3. 衛生厚生委員

- イ、 総合的共同生活を確立するための厚生施設、設備拡充、管理の任務にあたる。
- ロ、 寮生の健康増進に関する衛生管理の任務にあたる。
- ハ、 環境衛生に留意し、伝染病予防措置に万全を期する。

細目 2

1. 会計監査委員

- イ、 会計監査は任期中に応じて関係者への出席を求めることができる。

2. 特別委員

- イ、 特別委員は、寮生誰でも入ることが出来る。
- ロ、 特別委員は、寮生大会の承認を必要とする。

細目 3

1. 寮生大会

- イ、 臨時寮生大会は以下の場合に行われる。
 - ・ 寮長が必要と認めた場合
 - ・ 全寮生の 3 分の 1 以上が必要と認めた場合
 - ・ 細目 3 の 2 のイに定める要請があった場合
- ロ、 寮生大会の開催日は 2 週間前から通告しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。
- ハ、 寮生大会は議長、副議長をおく。
- ニ、 寮生大会は、3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- ホ、 議事の決定は、出席者の多数決により、賛否同数の場合は議長の決するところである。
- へ、 寮生大会に記録簿を備え、寮長が保管する。
- ト、 委任状は認めない。(特別な理由があった場合に限り、本人の申し出により次の寮生大会で審議するものとする。) 但し緊急の寮生大会ではこの限りではない。
- チ、 寮生大会にやむを得ない理由で欠席届を出したものの退寮に関しては、寮生大会で審議する。

2. 委員会

- イ、 委員会は、特別委員会委員を除く寮長，副寮長及び全委員をもって構成し、議長は互選する。
- ロ、 定期委員会は、1ヶ月に1回とする。但し、議長が必要と認めたときおよび委員会から要求があった場合は、適時これを開くことができる。
- ハ、 委員会は、全委員の3分の2以上の出席で成立する。
- ニ、 委員会は次の事項を審議する。
 - ・ 寮長の運営方針
 - ・ 各委員会の運営状況、並びに、今後の方針
 - ・ 予算原案
 - ・ その他必要事項

平成27年4月1日改定

令和5年8月22日改定（細目1旧3号削除、その他改定）

申し合わせ事項

1. 会計

- イ、 寮費（NHK受信料を含む）の滞納は、正当な理由（家庭の事情、経済上の予期せぬ事故）があり、届け出を行った場合、月末まで認める。

2. 寮運営金

- イ、 寮運営金は、副寮長が責任を持って管理を行う。
- ロ、 副寮長は、その期の方針時に利用方法（案）を提示し、寮生の承認を得て運営を行う。
- ハ、 寮運営金は寮の備品購入、委員会で赤字が出た場合に追徴金を回収するまでの対応金として利用する。備品の購入については、寮長および副寮長による協議の上、購入の是非を決定し、寮生大会での承認を得て早期購入にあたる。
- ニ、 個人が故意に備品を破損、故障させた場合は個人がその負担を負わなければならない。また個人的な利用しかできない備品の購入はできない。
- ホ、 利用額が20万円以上になる場合は臨時寮生大会または、それに準ずる会議を開き、負担割合について（寮運営金から全額出すか、いくらか寮生が負担するか等）検討し、寮生の3分の2以上の承認を得て購入をする。寮生負担になった場合は副寮長が臨時徴収日を決め臨時徴収を行う。臨時徴収が行われた場合は、その期の最後に監査を通す。臨時徴収が行われた後使用されなかった金は返金日を決め返金をする。1人当たり100円以上10円単位で行い、10円以下は切り捨てることとする。
- ヘ、 寮祭繰越金の最終残高が15万円を超えた段階で5万円を寮運営金へ移し、寮運営金の収入とする。
- ト、 寮運営金の下限は70万円とする。下限を下回りそうな時はその期の委員会で緊急策を立て、臨時寮生大会を開いて財源確保について検討する。期の終わりに必ず監査を通す。

3. 留年の際の在寮延長について

- イ、 留年が決定し、やむを得ず在寮延長を希望する者は2月末日までに在寮延長願を園芸学部長(事務担当 学務室学生支援・国際係)に提出し、寮長に通知する。これ以降、在寮延長願は受理しない。
- ロ、 在寮延長の可否は、3月初旬に本人に通知する。
- ハ、 在寮延長願には、在寮延長理由、単位取得計画(又はこれに準ずるもの)、本人と担当教官の署名と印鑑を必要とする。
- ニ、 在寮延長審議内容(留年理由、寮生大会・掃除大会の出席状況、寮費、維持費等の滞納状況、普段の寮生活における素行等)
- ホ、 在寮延長が認められた場合は、後期総括にて全寮生に通知する。
- ヘ、 年間を通じて不足単位を取得できない場合は、退寮処分とする。
- ト、 院生の留年と怪我や病気等の不足の事態による留年の場合は、これを考慮し、選抜委員会が審議する。

4. 新歓費・卒寮式費の残金について

- イ、 新歓費の残金は寮運営金へ寄付することとする。
- ロ、 卒寮式費の残金は基本的には次年度への繰越金とするが、繰越金が1万円を上回った場合、5千円を寮運営金に寄付することとする。

5. その他

- イ、 寮生大会は無断で欠席してはならない。オンラインで開催される場合も同様である。
- ロ、 寮生は、寮の屋内および屋外の清掃美化に努める。
- ハ、 寮内の土足は禁止する。また上履きで外出してはならない。
- ニ、 原則として、男子棟、女子棟の立ち入りを禁止する。
- ホ、 ポスターなどの掲示物については、ポスターに期限を明示し、期限の切れたものは張ったものが責任を持ってはがす。但し、委員会の掲示物を除く。
- ヘ、 夜、大声でしゃべったり、大きな音でステレオを聴いたり、テレビを見たりすることは、原則として23時までとする。
- ト、 寮外生に関わる問題は、その寮外生を連れてきた寮生が責任をとることとする。

平成27年4月1日(改定)

令和5年8月22日(旧2号削除、その他改定)